

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	身体障害者(児)補装具給付事業			事業コード	0377
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	自立支援係
課長名	晴 山 陽 夫	担当者名	高橋 恵	内線番号	2517
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 3 款 1 項 2 目 介護給付費等給付事業（004-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 58 年度
根拠法令等 (H26)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			

(2) 事務事業の概要

補装具（車いす，補聴器，義足等）の購入または修理を希望する身体障がい者（児）に対し，その申請内容が適切であると認められる場合は補装具費の支給決定を行い，自立した生活を支援する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 18 年 10 月から，障害者自立支援法に基づき実施。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 18 年 9 月までは，身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく事業であった。平成 18 年 10 月からは障害者自立支援法に基づく補装具費の支給へと変わり，利用者負担額が原則 1 割となった。平成 22 年 4 月からは軽減措置が一部変更され，これまでの生活保護受給者に加え，非課税世帯の自己負担額が無料となったため，申請の増加と公費負担の増大に繋がった。平成 25 年 4 月からは難病患者等も支給の対象になり，支給についての相談はあるが実績は無い状況である。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・

(1) 対象（誰が，何が対象か）

在宅の障害者(児) で補装具の交付を希望する者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	26 年度
------	----	-------	-------	-------	-------	-------

		実績	実績	実績	見込み	実績
A 支給申請件数	件	748	750	751	750	715
B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

補装具費支給希望者からの申請に基づき内容を審査，確認して支給決定を行う。また，業者が補装具を本人に納品したことを確認した後で，業者に対して公費負担額の支払を行う。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 総支給決定件数	件	745	743	742	750	705
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

身体障がい者（児）に対し補装具を交付することにより，日常生活の向上を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 総支給決定件数/支給申請件数×100	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	99	99	99	100	99
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	34,148	37,997	38,250	38,000	35,486
	②県	千円	17,074	18,998	19,125	19,000	17,743
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	17,075	19,000	19,125	19,000	17,743
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	68,297	75,995	76,500	76,000	70,972
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
計	トータルコスト A+B	千円	78,297	85,995	86,500	86,000	80,972
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

身体障がい者（児）の障がいの軽減や日常生活の向上を図る事業である。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき法定事務として実施しているものであり、市の判断で廃止・休止できない。また、身体障がい者（児）にとって補装具は生活に不可欠なもので、かつ価格も高価であり、経済的に支援が必要とされている。今年度から難病患者等も対象になったので、今後さらにニーズが高まると考えられる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

各種装具の交付にあたり、申請者から使用環境や使用目的などを聞き取って、的確な支給決定事務を行うことにより、当該申請者にとってより良い日常生活のサポートとなる装具を支給することができる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

同一装具の複数支給決定については、国の基準に基づき審査しているため、公平・公正である。

(4) 効率性評価

各種装具の基準額については、法律により定められており、削減等は出来ない。

なお、当該事務の判定依頼先である岩手県福祉総合相談センターと連携を図り、補装具の構造や機能等に関する技術的助言を求めることで、職員の負担を軽減することが可能となる。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	障がい者福祉の充実	コード	5
	小施策（推進項目）	障がい者福祉サービスの充実	コード	5-2

(2) 改革改善の方向性

担当者の福祉用具に関する知識を増やし、申請者に対して有効な助言をすることにより、障がい者（児）の日常生活の向上に寄与する。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

担当者の専門知識を増やすための研修等の機会が限られている。関係機関との連携を図り、専門知識を高める機会を積極的に増やすことが必要である。相談があった際にスムーズに対応するためにも難病患者等に対する聞き取り内容等について、方法を確立させる必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

事務は法令に基づき適切に行われている。

担当者の専門知識を高める機会を積極的に増やし、効率よく事業を推進する必要がある。